

報道関係者各位

平成 28 年 10 月 26 日

【照会先】

秋田労働局雇用環境・均等室  
室 長 富塚 リエ  
指導第一係長 大友 夕子  
(電話) 018-862-6684

## 育児・介護休業法、男女雇用機会均等法が改正されます ～平成 29 年 1 月 1 日からマタハラ防止措置が事業主に義務付けられます～

妊娠・出産する労働者が安心して働くことができ、子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等をさらに進めるため、育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正され、平成 29 年 1 月 1 日から全面施行されます。

この改正により、介護をしながら働く方や有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるなど、法律で定める制度はさらに充実したものとなります。また、上司・同僚からの職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置を講ずることが事業主に新たに義務付けられます。

秋田労働局（局長 松本安彦）では、事業主や労働者等関係者の皆様に改正法に基づき新たに必要となる取組について理解を深めていただくため、県内 3 か所で説明会を開催することとしております。当初の定員を大幅に超えるお申込みをいただいたため、秋田会場について追加開催することが決まりました。合計 4 回（延べ定員 540 名）の開催日時と会場は下記 2 のとおりです。

### 1 改正育児・介護休業法、改正男女用機会均等法のポイント

#### (1) 介護休業の分割取得

・原則 1 回（通算 93 日まで）から 3 回までの分割取得が可能になります。

#### (2) 有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和

・育児休業や介護休業を取得することができる有期契約労働者の要件が緩和されます。

#### (3) 子の看護休暇や介護休暇の取得単位の柔軟化

・子の看護休暇、介護休暇が半日単位でも取得可能となります。

#### (4) 介護のための所定労働時間の短縮措置等

・事業主は介護休業とは別に、利用開始から 3 年間で 3 回以上利用することができる「介護のための所定労働時間短縮等の措置」を講じなければなりません。

#### (5) 介護のための残業の免除

・介護のための所定外労働の制限の制度が新設されます。

#### (6) いわゆるマタハラ等の防止義務の新設

・事業主は、上司・同僚からの妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を講じなければなりません。

## 2 改正育児・介護休業法、ハラスメント防止対策説明会

### (1)開催日時・会場

- 【横手会場】平成28年11月9日(水) 13:30～15:30 定員120名  
浅舞公民館(横手市平鹿町浅舞字覚町後140 TEL0182-24-1340)
- 【大館会場】平成28年11月16日(水) 13:30～15:30 定員120名  
大館市立中央公民館(大館市字桜町南45-1 TEL0186-42-4369)
- 【秋田会場】平成28年11月21日(月) 13:30～15:30 定員150名  
秋田テルサ(秋田市御所野地藏田3-1-1 TEL018-826-1800)  
※11/21日は定員に達したので申込みを締め切りました。

### ※追加開催

- 【秋田会場】平成28年12月5日(月) 13:30～15:30 定員150名  
秋田テルサ(秋田市御所野地藏田3-1-1 TEL018-826-1800)

### (2)内容

- ・改正育児・介護休業法について
  - ・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止措置等について 等
- ※閉会后相談コーナーを設置し、個別相談に対応します。

### (3)対象者

事業主、人事労務担当者、男女労働者 等

### (4)申込方法

#### 【申込締切日】

- 追加開催する「秋田会場」は、平成28年11月11日(金)まで。  
(大館会場は平成28年10月28日(金)まで。横手会場は終了しています。)
- ・参加申込書により郵送またはFAX等でお申込みください。
  - ・参加申込書がない場合等は電話でお問合せください。

### (添付資料)

- 1 改正育児・介護休業法のポイント
- 2 改正育児・介護休業法、ハラスメント防止対策説明会のご案内
- 3 職場でつらい思いしていませんか? -職場のハラスメントの解決を労働局がお手伝いします-